

○草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年10月14日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める障害の程度の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める障害の程度の状態にあるときを除く。

(平22規則38・一部改正)

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(平10規則33・平24規則46―2・平25規則52・一部改正)

(条例第2条第5項の規則で定める社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(平9規則28・平10規則32・平13規則55・一部改正)

(条例第3条第3項第3号の規則で定める施設)

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設

(平10規則4・平11規則15・平18規則46・平18規則69・平20規則7・平21規則7・平22規則38・一部改正)

(条例第3条第3項第5号の規則で定める医療費支給事業)

第8条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 草加市こども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第29号）に規定する対象となるこどもであって、同条例に規定する支給対象者が保護するもの
- (2) 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和51年条例第9号）に基づき医療費の支給を受けることができる者

2 前項第1号の規定にかかわらず、対象となるこどもの保護者について当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されないとき（所

得の申告をしないことにより市町村民税が課されていない場合を除く。)又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があったときは、ひとり親家庭等医療費の対象者とする。

(平5規則30・平13規則55・平18規則69・平19規則6・平21規則7・平22規則38・一部改正)

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に規定する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(平24規則46—2・一部改正)

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得(1月から6月までに申請するものについては、申請日の前々年の所得とし、条例第8条第2項の規定により申請する場合は、対象となる年の前々年の所得とする。以下同じ。)のうち次に掲げる所得とする。

- (1) 地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあつてその監護する児童の父、又は同号に規定する父の場合にあつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。）

(3) 条例第3条第1項第1号に規定する児童が、同号に規定する母の場合にあつてその監護する児童の父から、又は同号に規定する父の場合にあつてその監護し、生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前号で規定する父又は母の所得とみなす。

（平13規則55・平14規則39・平15規則38・平22規則38・平26規則33・一部改正）

（条例第4条第1項の所得の額の計算方法）

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から80,000円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額から控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となる障害者1人につき、270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（父及び母を除く。） 270,000円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円）

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 270,000円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

（平8規則27・平10規則33・平11規則38・平14規則39・平15規則38・平19規則20—3・平22規則38・平26規則33・一部改正）

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象者配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等のうち次号の適用がある養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3に定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等のうち第9条第1項各

号に掲げる児童の養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4に定める額以上であるとき。当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

- (3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5に定める額以上であるとき。前各号の規定により支給されたひとり親家庭等医療費

(平14規則39・平22規則38・一部改正)

(条例第5条の受給者証の交付申請)

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)(第1号様式)に、条例第3条第1項の対象者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書(第2号様式)
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 児童の父及び母の戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本又は抄本(養育者の場合)
- (5) 世帯全員の住民票の写し
- (6) 前年の所得(1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得)の状況を証する書類
- (7) 養育費等に関する申告書
- (8) 条例第4条に規定する配偶者及び扶養義務者がいる場合は、その者に係る第5号及び第6号の書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、同項第2号から第8号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する

対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（第1号様式）に記載してひとり親家庭等医療費受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

5 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第4条の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（第4号様式の2。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

（平10規則32・平14規則39・平18規則46・平20規則7・平22規則38・一部改正）

（受給者証の有効期間）

第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のうち早い方の日までとし、1月1日に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

(1) 対象者等に異動があった後15日以内に条例第5条の申請をしたときは、異動があった日

(2) 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内に条例第5条の申請をしたときは、転入日

(3) 対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由が止んだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日

（平13規則55・全改、平14規則39・一部改正）

（受給者証の返還）

第15条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費

受給者証再交付申請書（第5号様式）により市長に受給者証を市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

（条例第7条の支給の方法）

第17条 条例第7条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする受給者は、病院、診療所又は薬局等に受給者証を提示し、ひとり親家庭等医療費の支払った額について、ひとり親家庭等医療費支給申請書（第6号様式）により市長に申請しなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する医療機関等からの請求は、ひとり親家庭等医療費明細書（医療機関等用）（第6号様式の2）により行うものとする。

3 市長は、条例第7条第2項の規定により支払額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「基金等」という。）に委託することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

（平14規則51・平24規則46—2・一部改正）

（支給決定の通知）

第18条 市長は、前条の申請等の内容を審査し、当該申請等に係る支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給台帳（第7号様式）に記載し、会計管理者は、前条第1項の申請にあつてはひとり親家庭等医療費振込通知書（第8号様式）により、同条第2項の請求にあつてはひとり親家庭等医療費振込通知書（医療機関等用）（第8号様式の2）により、申請者等に通知するものとする。

（平14規則51・全改、平18規則82・一部改正）

（条例第8条の規則で定める届出）

第19条 条例第8条第1項の規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費申請事項変更（消滅）届（第9号様式）に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）（第1号様式）に住民票、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（未届出がある場合は未届出年すべての所得を含む。）の状況を証する書類を添えて、毎年11月1日から同月30日までに行わなけれ

ばならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(平14規則39・平18規則46・平22規則38・平24規則46—2・一部改正)

(受給者証の更新、支給停止の通知等)

第20条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合（同条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは受給者証を交付し、同項の規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書（第10号様式）により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(平18規則46・全改)

(添付書類の省略)

第21条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第27号）

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第30号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第24号）

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第27号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第17号）

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第27号）

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第24号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第4号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第25号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の草加市心臓手術費等の助成に関する条例施行規則、草加市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、草加市老人医療費の支給に関する条例施行規則及び草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第33号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第15号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第11条第1項の規定は、平成11年7月1日から適用する。

附 則（平成12年規則第38号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第54号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 22 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 55 号）

この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 39 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成 14 年 6 月分以前の月分のひとり親家庭等医療費の支給制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年規則第 51 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条から第 3 条までの規定による改正後の草加市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則及び草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成 15 年 1 月 1 日以後の医療に要した乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費（以下「乳幼児医療費等」という。）について適用し、同日前の医療に要した乳幼児医療費等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第 1 条から第 3 条までの規定による改正前の草加市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則及び草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定により既に印刷された申請書等については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 15 年規則第 38 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第10条及び第11条の規定は、施行日以後の所得の額の計算に適用し、同日前の所得の額の計算は、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第22号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第45号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成18年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第69号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第8条第1項第3号を削る改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第82号）抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第6号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第20—3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第7号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成20年4月1日以後の医療に要したひとり親家庭等医療費について適用し、同日前の医療に要したひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年規則第7号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 38 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定により既に印刷された様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 24 年規則第 46—2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 3 の 1 人以上の項の改正規定及び次項 平成 24 年 7 月 1 日

(2) 第 1 号様式（裏）の改正規定（「外国人は登録原票記載事項証明書」を削る部分に限る。） 平成 24 年 7 月 9 日

(3) 第 5 条第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に 1 号を加える改正規定、第 9 条第 1 項の改正規定、第 1 号様式（表）の改正規定、同様式（裏）の改正規定（「外国人は登録原票記載事項証明書」を削る部分を除く。）、第 2 号様式（8）の改正規定、同様式を第 2 号様式（9）とする改正規定、第 2 号様式（7）の改正規定、同様式を第 2 号様式（8）とする改正規定、第 2 号様式（6）の改正規定、同様式を第 2 号様式（7）とする改正規定、第 2 号様式（5）の次に 1 様式を加える改正規定 平成 24 年 8 月 1 日

（経過措置）

- 2 別表第 3 の改正規定は、平成 23 年以後の所得による制限に適用することとし、平成 22 年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際改正前の規定により既に印刷済みの申請書等については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 25 年規則第 52 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 33 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

3 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 (第4条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 疾病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの

のであって、当該障害の原因となった疾病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第9条関係)

(平5規則27・平6規則24・平7規則17・平8規則27・平9規則24・平10規則33・平14規則39・平24規則46—2・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額)

別表第4 (第9条関係)

(平6規則24・平7規則17・平8規則27・平9規則24・平10規則33・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額

	(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)
--	--

別表第5 (第9条関係)

(平6規則24・平7規則17・平8規則27・平9規則24・平10規則33・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)